

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

平成30年 6月13日
西日本高速道路株式会社
代表取締役社長 石塚 由成

1. 当該招請の主旨

本業務は、国土交通省が i-Construction の深化の一環として取組を推進している BIM/CIM について、高速道路事業への展開の第一段階となる試行を行うにあたり、現地において必要となる試行指針について、国土交通省の「CIM 導入ガイドライン（案）」を参考に検討を行うものである。

業務の実施に当たっては、CIM に関する専門的知識を保有し、発注者の中立的な立場で支援できることが必要である。

このことから、一般財団法人日本建設情報総合センターを契約の相手方とする契約手続きを行うことを予定しているが、当該特定法人以外の者で下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、4 の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、当該特定法人との契約手続きに移行する。

なお、4 の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、当該特定法人と当該応募者に対して見積方通知を行う予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 平成30年度 高速道路における BIM/CIM 試行に関する検討業務

(2) 業務内容 CIM 活用の方針決定
使用ソフトウェア、データ共有方法、ソフトウェア等利用に関する費用負担方法、成果品の定義
CIM 実施方法の決定
CIM 導入ガイドライン（案）を参考に、データモデルの種類、3次元モデルのタイプ、活用項目（リクワイヤメント）、作成・更新の対象範囲、詳細度（LOD）、属性情報（内容、付与方法）、データ共有等について検討

上記、を踏まえた受発注者打合せの支援

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成31年6月30日

3. 業務目的

本業務は、国土交通省が i-Construction の深化の一環として取組を推進している BIM/CIM について、高速道路事業への展開の第一段階となる試行を行うにあたり、現地において必要となる試行指針について、国土交通省の「CIM 導入ガイドライン(案)」を参考に検討を行うものである。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

西日本高速道路株式会社契約規程実施細則(平成17年細則第7号)第6条の規定に該当しない者であること。

維持管理役務、物品・役務及び労働者派遣における取引停止事務処理要領(平成21年要領第150号)に基づく取引停止の対象者に該当しないこと。

参加意思確認書の提出時に過去3ヶ月以内に発行された納税証明書(国税通則法施行規則別紙第9号書式(その3、その3の2又はその3の3のいずれか)の写しを提出できること。

警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 当該業務の実施体制

次の3つの条件を満足すること。

国土交通省に対してCIMの支援を行ったことがある者。

中立的立場の機関であり、CIM導入推進委員会又はCIM技術検討会の構成機関(JACIC等)から支援を受けることができる者、また、その旨を記載した同意書を書面で提出できること

NEXCO3会社の詳細設計付き工事の設計に精通している技術者を業務に配置できること。

5. 手続等

(1) 担当部署

〒530-0003 大阪市北区堂島1-6-20 堂島アバンザ
西日本高速道路株式会社 財務部 契約審査課 課長代理 武田 真
電話 06-6344-9239
FAX 06-6344-9925

(2) 説明書の交付期間及び方法

期間：平成 3 0 年 6 月 1 3 日 (水) から平成 3 0 年 7 月 3 日 (火) まで (土曜日、日曜日、祝日 (以下「休日」という。) を除く)

方法：入札情報公開システムより、提供する。

<https://www.epi-asp.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06E0060006400600>

当案件のダウンロードに必要なパスワードは、「180001007」である。

なお、通信環境の不具合等やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない者は、上記交付期間の毎日午前 1 0 時から午後 4 時まで、上記 5 . (1) の場所において入手することができる。

(3) 参加意思確認書の提出期限並びに提出場所及び方法

期限：平成 3 0 年 7 月 3 日 (火) 午後 4 時 0 0 分

場所：上記 (1) に同じ。

方法：持参、郵便 (書留郵便に限る) 又は託送 (1) すること。

- 1 託送とは、民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便で書留郵便と同等のものをいう。

6 . その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1) に同じ。

(3) 詳細は説明書による。